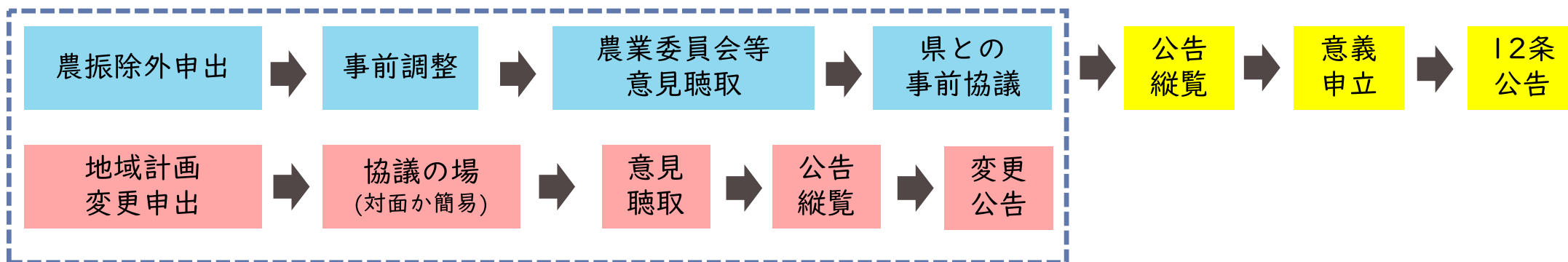


地域計画の変更にかかる手続きについて

農業振興地域の農用地区域からの除外（農振除外）

農振除外に係る地域計画の変更の申出については、農振除外の申請の際に提出いただく書類をもって地域計画の変更申請とします。（「地域計画変更申出書」の提出は不要です。）なお、農振除外の協議中に地域計画を変更するため、農振除外に要する期間に変更はありません

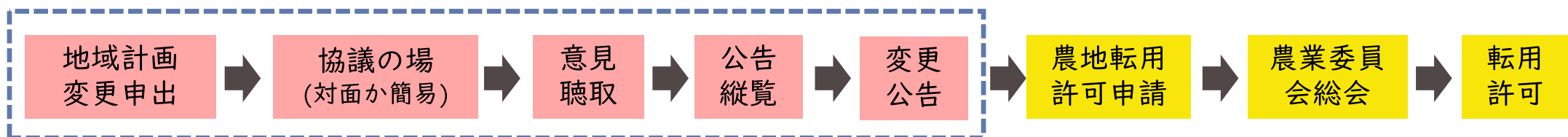
【農振除外までの流れ】



農地転用許可申請（農地転用）

農地転用許可に係る地域計画の変更の申出については、農業委員会にて当該農地の農地転用見込みの確認後、「地域計画変更申出書」を提出してください。

【農地転用許可までの流れ】



※農地転用許可の申請前に地域計画の変更申出が必要です。また、農業振興地域の農用地区域の場合、事前に農振除外が必要です。